

経済産業省

26保電安第5号
平成26年3月31日

北海道産業保安監督部電力安全課長 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」に係る土地改良事業を施行する者等について

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」（平成24年4月17日経済産業省告示第100号、以下「旧告示」という。）については、平成26年3月31日付経済産業省告示第65号をもって一部改正（以下「新告示」という。）しました。

新告示では、第1条第4号イ「土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業に係る農業用排水施設（ダムを除く。）に設置されるもの（当該土地改良事業を施行する者が設置するものに限る。）」の規定が追加されました。この場合において、「当該土地改良事業を施行する者」とは、当該土地改良事業を自ら行う土地改良区等の他、当該土地改良事業を行う土地改良区等と管理委託契約等を締結した受託者を含みます。

また、新告示第1条第4号ロ、ハ、ニは、旧告示第1条第4号を各引用法別に分割し、「ロ 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの」、「ハ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場に設置されるもの」、「ニ 工業用水道事業法（昭和三十三

年法律第八十四号) 第十一条第一項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの」と記載したものです。この場合において、「施設に設置されるもの」とは、水道法、下水道法又は工業用水道事業法による事業認可等を受けた者が当該施設に設置する水力発電設備に限られますので(事業認可等を受けた者と管理委託契約等を締結した受託者を含む。)、この旨確認までお知らせいたします。

なお、新告示第1条第4号イ、ロ、ハ、ニに該当する場合は、ダム水路主任技術者の選任等は不要となりますが、実際の運用にあたっては、電気事業法施行規則第52条第1項の表第1号、第4号及び第6号並びに第56条の表第4号及び第5号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の(1)並びに同項中二の(一)の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)の小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所のそれぞれの規定について確認のうえ、施行してください。

(参考)

電気事業法では、「設置者とは電気工作物の維持・管理を行い得る主体のことをいい、必ずしも所有者と一致するとは限らない(例えば、所有者が異なる場合であっても、当事者間の契約行為等により、電気工作物一体としての維持・管理がなされるものについては、同一の設置者により維持・管理がなされるものと解釈される。)」という運用をしています(参考:電気事業法の逐条解説296頁、逐条解説抜粋)。

経済産業省

26保電安第5号
平成26年3月31日

関東東北産業保安監督部東北支部電力安全課長 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」に係る土地改良事業を施行する者等について

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」（平成24年4月17日経済産業省告示第100号、以下「旧告示」という。）については、平成26年3月31日付経済産業省告示第65号をもって一部改正（以下「新告示」という。）しました。

新告示では、第1条第4号イ「土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業に係る農業用排水施設（ダムを除く。）に設置されるもの（当該土地改良事業を施行する者が設置するものに限る。）」の規定が追加されました。この場合において、「当該土地改良事業を施行する者」とは、当該土地改良事業を自ら行う土地改良区等の他、当該土地改良事業を行う土地改良区等と管理委託契約等を締結した受託者を含みます。

また、新告示第1条第4号ロ、ハ、ニは、旧告示第1条第4号を各引用法別に分割し、「ロ 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの」、「ハ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場に設置されるもの」、「ニ 工業用水道事業法（昭和三十三

年法律第八十四号) 第十一条第一項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの」と記載したものです。この場合において、「施設に設置されるもの」とは、水道法、下水道法又は工業用水道事業法による事業認可等を受けた者が当該施設に設置する水力発電設備に限られますので(事業認可等を受けた者と管理委託契約等を締結した受託者を含む。)、この旨確認までお知らせいたします。

なお、新告示第1条第4号イ、ロ、ハ、ニに該当する場合は、ダム水路主任技術者の選任等は不要となりますが、実際の運用にあたっては、電気事業法施行規則第52条第1項の表第1号、第4号及び第6号並びに第56条の表第4号及び第5号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の(1)並びに同項中二の(一)の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)の小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所のそれぞれの規定について確認のうえ、施行してください。

(参考)

電気事業法では、「設置者とは電気工作物の維持・管理を行い得る主体のことをい、必ずしも所有者と一致するとは限らない(例えば、所有者が異なる場合であっても、当事者間の契約行為等により、電気工作物一体としての維持・管理がなされるものについては、同一の設置者により維持・管理がなされるものと解釈される。)」という運用をしています(参考:電気事業法の逐条解説296頁、逐条解説抜粋)。

経済産業省

26保電安第5号
平成26年3月31日

関東東北産業保安監督部電力安全課長 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」に係る土地改良事業を施行する者等について

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」（平成24年4月17日経済産業省告示第100号、以下「旧告示」という。）については、平成26年3月31日付経済産業省告示第65号をもって一部改正（以下「新告示」という。）しました。

新告示では、第1条第4号イ「土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業に係る農業用排水施設（ダムを除く。）に設置されるもの（当該土地改良事業を施行する者が設置するものに限る。）」の規定が追加されました。この場合において、「当該土地改良事業を施行する者」とは、当該土地改良事業を自ら行う土地改良区等の他、当該土地改良事業を行う土地改良区等と管理委託契約等を締結した受託者を含みます。

また、新告示第1条第4号ロ、ハ、ニは、旧告示第1条第4号を各引用法別に分割し、「ロ 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの」、「ハ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場に設置されるもの」、「ニ 工業用水道事業法（昭和三十三

年法律第八十四号) 第十一条第一項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの」と記載したものです。この場合において、「施設に設置されるもの」とは、水道法、下水道法又は工業用水道事業法による事業認可等を受けた者が当該施設に設置する水力発電設備に限られますので(事業認可等を受けた者と管理委託契約等を締結した受託者を含む。)、この旨確認までお知らせいたします。

なお、新告示第1条第4号イ、ロ、ハ、ニに該当する場合は、ダム水路主任技術者の選任等は不要となりますが、実際の運用にあたっては、電気事業法施行規則第52条第1項の表第1号、第4号及び第6号並びに第56条の表第4号及び第5号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の(1)並びに同項中二の(一)の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)の小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所のそれぞれの規定について確認のうえ、施行してください。

(参考)

電気事業法では、「設置者とは電気工作物の維持・管理を行い得る主体のことをい、必ずしも所有者と一致するとは限らない(例えば、所有者が異なる場合であっても、当事者間の契約行為等により、電気工作物一体としての維持・管理がなされるものについては、同一の設置者により維持・管理がなされるものと解釈される。)」という運用をしています(参考:電気事業法の逐条解説296頁、逐条解説抜粋)。

経済産業省

26保電安第5号
平成26年3月31日

中部近畿産業保安監督部電力安全課長 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」に係る土地改良事業を施行する者等について

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」（平成24年4月17日経済産業省告示第100号、以下「旧告示」という。）については、平成26年3月31日付経済産業省告示第65号をもって一部改正（以下「新告示」という。）しました。

新告示では、第1条第4号イ「土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業に係る農業用排水施設（ダムを除く。）に設置されるもの（当該土地改良事業を施行する者が設置するものに限る。）」の規定が追加されました。この場合において、「当該土地改良事業を施行する者」とは、当該土地改良事業を自ら行う土地改良区等の他、当該土地改良事業を行う土地改良区等と管理委託契約等を締結した受託者を含みます。

また、新告示第1条第4号ロ、ハ、ニは、旧告示第1条第4号を各引用法別に分割し、「ロ 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの」、「ハ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場に設置されるもの」、「ニ 工業用水道事業法（昭和三十三

年法律第八十四号) 第十一条第一項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの」と記載したものです。この場合において、「施設に設置されるもの」とは、水道法、下水道法又は工業用水道事業法による事業認可等を受けた者が当該施設に設置する水力発電設備に限られますので(事業認可等を受けた者と管理委託契約等を締結した受託者を含む。)、この旨確認までお知らせいたします。

なお、新告示第1条第4号イ、ロ、ハ、ニに該当する場合は、ダム水路主任技術者の選任等は不要となりますが、実際の運用にあたっては、電気事業法施行規則第52条第1項の表第1号、第4号及び第6号並びに第56条の表第4号及び第5号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の(1)並びに同項中二の(一)の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)の小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所のそれぞれの規定について確認のうえ、施行してください。

(参考)

電気事業法では、「設置者とは電気工作物の維持・管理を行い得る主体のことをい、必ずしも所有者と一致するとは限らない(例えば、所有者が異なる場合であっても、当事者間の契約行為等により、電気工作物一体としての維持・管理がなされるものについては、同一の設置者により維持・管理がなされるものと解釈される。)」という運用をしています(参考:電気事業法の逐条解説296頁、逐条解説抜粋)。

経済産業省

26保電安第5号
平成26年3月31日

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」に係る土地改良事業を施行する者等について

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」（平成24年4月17日経済産業省告示第100号、以下「旧告示」という。）については、平成26年3月31日付経済産業省告示第65号をもって一部改正（以下「新告示」という。）しました。

新告示では、第1条第4号イ「土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業に係る農業用排水施設（ダムを除く。）に設置されるもの（当該土地改良事業を施行する者が設置するものに限る。）」の規定が追加されました。この場合において、「当該土地改良事業を施行する者」とは、当該土地改良事業を自ら行う土地改良区等の他、当該土地改良事業を行う土地改良区等と管理委託契約等を締結した受託者を含みます。

また、新告示第1条第4号ロ、ハ、ニは、旧告示第1条第4号を各引用法別に分割し、「ロ 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの」、「ハ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場に設置されるもの」、「ニ 工業用水道事業法（昭和三十三

年法律第八十四号) 第十一条第一項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの」と記載したものです。この場合において、「施設に設置されるもの」とは、水道法、下水道法又は工業用水道事業法による事業認可等を受けた者が当該施設に設置する水力発電設備に限られますので(事業認可等を受けた者と管理委託契約等を締結した受託者を含む。)、この旨確認までお知らせいたします。

なお、新告示第1条第4号イ、ロ、ハ、ニに該当する場合は、ダム水路主任技術者の選任等は不要となりますが、実際の運用にあたっては、電気事業法施行規則第52条第1項の表第1号、第4号及び第6号並びに第56条の表第4号及び第5号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の(1)並びに同項中二の(一)の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)の小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所のそれぞれの規定について確認のうえ、施行してください。

(参考)

電気事業法では、「設置者とは電気工作物の維持・管理を行い得る主体のことをい、必ずしも所有者と一致するとは限らない(例えば、所有者が異なる場合であっても、当事者間の契約行為等により、電気工作物一体としての維持・管理がなされるものについては、同一の設置者により維持・管理がなされるものと解釈される。)」という運用をしています(参考:電気事業法の逐条解説296頁、逐条解説抜粋)。

経済産業省

26保電安第5号
平成26年3月31日

中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課長 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」に係る土地改良事業を施行する者等について

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」（平成24年4月17日経済産業省告示第100号、以下「旧告示」という。）については、平成26年3月31日付経済産業省告示第65号をもって一部改正（以下「新告示」という。）しました。

新告示では、第1条第4号イ「土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業に係る農業用排水施設（ダムを除く。）に設置されるもの（当該土地改良事業を施行する者が設置するものに限る。）」の規定が追加されました。この場合において、「当該土地改良事業を施行する者」とは、当該土地改良事業を自ら行う土地改良区等の他、当該土地改良事業を行う土地改良区等と管理委託契約等を締結した受託者を含みます。

また、新告示第1条第4号ロ、ハ、ニは、旧告示第1条第4号を各引用法別に分割し、「ロ 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの」、「ハ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場に設置されるもの」、「ニ 工業用水道事業法（昭和三十三

年法律第八十四号) 第十一条第一項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの」と記載したものです。この場合において、「施設に設置されるもの」とは、水道法、下水道法又は工業用水道事業法による事業認可等を受けた者が当該施設に設置する水力発電設備に限られますので(事業認可等を受けた者と管理委託契約等を締結した受託者を含む。)、この旨確認までお知らせいたします。

なお、新告示第1条第4号イ、ロ、ハ、ニに該当する場合は、ダム水路主任技術者の選任等は不要となりますが、実際の運用にあたっては、電気事業法施行規則第52条第1項の表第1号、第4号及び第6号並びに第56条の表第4号及び第5号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の(1)並びに同項中二の(一)の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)の小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所のそれぞれの規定について確認のうえ、施行してください。

(参考)

電気事業法では、「設置者とは電気工作物の維持・管理を行い得る主体のことをい、必ずしも所有者と一致するとは限らない(例えば、所有者が異なる場合であっても、当事者間の契約行為等により、電気工作物一体としての維持・管理がなされるものについては、同一の設置者により維持・管理がなされるものと解釈される。)」という運用をしています(参考:電気事業法の逐条解説296頁、逐条解説抜粋)。

経済産業省

26保電安第5号
平成26年3月31日

中国四国産業保安監督部電力安全課長 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」に係る土地改良事業を施行する者等について

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」（平成24年4月17日経済産業省告示第100号、以下「旧告示」という。）については、平成26年3月31日付経済産業省告示第65号をもって一部改正（以下「新告示」という。）しました。

新告示では、第1条第4号イ「土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業に係る農業用排水施設（ダムを除く。）に設置されるもの（当該土地改良事業を施行する者が設置するものに限る。）」の規定が追加されました。この場合において、「当該土地改良事業を施行する者」とは、当該土地改良事業を自ら行う土地改良区等の他、当該土地改良事業を行う土地改良区等と管理委託契約等を締結した受託者を含みます。

また、新告示第1条第4号ロ、ハ、ニは、旧告示第1条第4号を各引用法別に分割し、「ロ 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの」、「ハ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場に設置されるもの」、「ニ 工業用水道事業法（昭和三十三

年法律第八十四号) 第十一条第一項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの」と記載したものです。この場合において、「施設に設置されるもの」とは、水道法、下水道法又は工業用水道事業法による事業認可等を受けた者が当該施設に設置する水力発電設備に限られますので(事業認可等を受けた者と管理委託契約等を締結した受託者を含む。)、この旨確認までお知らせいたします。

なお、新告示第1条第4号イ、ロ、ハ、ニに該当する場合は、ダム水路主任技術者の選任等は不要となりますが、実際の運用にあたっては、電気事業法施行規則第52条第1項の表第1号、第4号及び第6号並びに第56条の表第4号及び第5号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の(1)並びに同項中二の(一)の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)の小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所のそれぞれの規定について確認のうえ、施行してください。

(参考)

電気事業法では、「設置者とは電気工作物の維持・管理を行い得る主体のことをい、必ずしも所有者と一致するとは限らない(例えば、所有者が異なる場合であっても、当事者間の契約行為等により、電気工作物一体としての維持・管理がなされるものについては、同一の設置者により維持・管理がなされるものと解釈される。)」という運用をしています(参考:電気事業法の逐条解説296頁、逐条解説抜粋)。

経済産業省

26保電安第5号

平成26年3月31日

中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課長 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」に係る土地改良事業を施行する者等について

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」（平成24年4月17日経済産業省告示第100号、以下「旧告示」という。）については、平成26年3月31日付経済産業省告示第65号をもって一部改正（以下「新告示」という。）しました。

新告示では、第1条第4号イ「土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業に係る農業用排水施設（ダムを除く。）に設置されるもの（当該土地改良事業を施行する者が設置するものに限る。）」の規定が追加されました。この場合において、「当該土地改良事業を施行する者」とは、当該土地改良事業を自ら行う土地改良区等の他、当該土地改良事業を行う土地改良区等と管理委託契約等を締結した受託者を含みます。

また、新告示第1条第4号ロ、ハ、ニは、旧告示第1条第4号を各引用法別に分割し、「ロ 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの」、「ハ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場に設置されるもの」、「ニ 工業用水道事業法（昭和三十三

年法律第八十四号) 第十一条第一項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの」と記載したものです。この場合において、「施設に設置されるもの」とは、水道法、下水道法又は工業用水道事業法による事業認可等を受けた者が当該施設に設置する水力発電設備に限られますので(事業認可等を受けた者と管理委託契約等を締結した受託者を含む。)、この旨確認までお知らせいたします。

なお、新告示第1条第4号イ、ロ、ハ、ニに該当する場合は、ダム水路主任技術者の選任等は不要となりますが、実際の運用にあたっては、電気事業法施行規則第52条第1項の表第1号、第4号及び第6号並びに第56条の表第4号及び第5号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の(1)並びに同項中二の(一)の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)の小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所のそれぞれの規定について確認のうえ、施行してください。

(参考)

電気事業法では、「設置者とは電気工作物の維持・管理を行い得る主体のことをい、必ずしも所有者と一致するとは限らない(例えば、所有者が異なる場合であっても、当事者間の契約行為等により、電気工作物一体としての維持・管理がなされるものについては、同一の設置者により維持・管理がなされるものと解釈される。)」という運用をしています(参考:電気事業法の逐条解説296頁、逐条解説抜粋)。

経済産業省

26保電安第5号
平成26年3月31日

九州産業保安監督部電力安全課長 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」に係る土地改良事業を施行する者等について

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」（平成24年4月17日経済産業省告示第100号、以下「旧告示」という。）については、平成26年3月31日付経済産業省告示第65号をもって一部改正（以下「新告示」という。）しました。

新告示では、第1条第4号イ「土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業に係る農業用排水施設（ダムを除く。）に設置されるもの（当該土地改良事業を施行する者が設置するものに限る。）」の規定が追加されました。この場合において、「当該土地改良事業を施行する者」とは、当該土地改良事業を自ら行う土地改良区等の他、当該土地改良事業を行う土地改良区等と管理委託契約等を締結した受託者を含みます。

また、新告示第1条第4号ロ、ハ、ニは、旧告示第1条第4号を各引用法別に分割し、「ロ 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの」、「ハ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場に設置されるもの」、「ニ 工業用水道事業法（昭和三十三

年法律第八十四号) 第十一条第一項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの」と記載したものです。この場合において、「施設に設置されるもの」とは、水道法、下水道法又は工業用水道事業法による事業認可等を受けた者が当該施設に設置する水力発電設備に限られますので(事業認可等を受けた者と管理委託契約等を締結した受託者を含む。)、この旨確認までお知らせいたします。

なお、新告示第1条第4号イ、ロ、ハ、ニに該当する場合は、ダム水路主任技術者の選任等は不要となりますが、実際の運用にあたっては、電気事業法施行規則第52条第1項の表第1号、第4号及び第6号並びに第56条の表第4号及び第5号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の(1)並びに同項中二の(一)の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)の小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所のそれぞれの規定について確認のうえ、施行してください。

(参考)

電気事業法では、「設置者とは電気工作物の維持・管理を行い得る主体のことをい、必ずしも所有者と一致するとは限らない(例えば、所有者が異なる場合であっても、当事者間の契約行為等により、電気工作物一体としての維持・管理がなされるものについては、同一の設置者により維持・管理がなされるものと解釈される。)」という運用をしています(参考:電気事業法の逐条解説296頁、逐条解説抜粋)。

経済産業省

26保電安第5号
平成26年3月31日

那覇産業保安監督事務所保安監督課長 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」に係る土地改良事業を施行する者等について

「小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備」（平成24年4月17日経済産業省告示第100号、以下「旧告示」という。）については、平成26年3月31日付経済産業省告示第65号をもって一部改正（以下「新告示」という。）しました。

新告示では、第1条第4号イ「土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業に係る農業用排水施設（ダムを除く。）に設置されるもの（当該土地改良事業を施行する者が設置するものに限る。）」の規定が追加されました。この場合において、「当該土地改良事業を施行する者」とは、当該土地改良事業を自ら行う土地改良区等の他、当該土地改良事業を行う土地改良区等と管理委託契約等を締結した受託者を含みます。

また、新告示第1条第4号ロ、ハ、ニは、旧告示第1条第4号を各引用法別に分割し、「ロ 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの」、「ハ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場に設置されるもの」、「ニ 工業用水道事業法（昭和三十三

年法律第八十四号) 第十一条第一項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの」と記載したものです。この場合において、「施設に設置されるもの」とは、水道法、下水道法又は工業用水道事業法による事業認可等を受けた者が当該施設に設置する水力発電設備に限られますので(事業認可等を受けた者と管理委託契約等を締結した受託者を含む。)、この旨確認までお知らせいたします。

なお、新告示第1条第4号イ、ロ、ハ、ニに該当する場合は、ダム水路主任技術者の選任等は不要となりますが、実際の運用にあたっては、電気事業法施行規則第52条第1項の表第1号、第4号及び第6号並びに第56条の表第4号及び第5号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の(1)並びに同項中二の(一)の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)の小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所のそれぞれの規定について確認のうえ、施行してください。

(参考)

電気事業法では、「設置者とは電気工作物の維持・管理を行い得る主体のことをい、必ずしも所有者と一致するとは限らない(例えば、所有者が異なる場合であっても、当事者間の契約行為等により、電気工作物一体としての維持・管理がなされるものについては、同一の設置者により維持・管理がなされるものと解釈される。)」という運用をしています(参考:電気事業法の逐条解説296頁、逐条解説抜粋)。